

船橋市環境基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市環境基本条例第9条第1項の規定により、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成9年に策定された船橋市環境基本計画（以下「計画」という。）が、平成22年度までの計画期間となっており、現計画を見直し新たな計画を策定するため、船橋市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (4) その他委員長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者
- (3) 市民

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し議事の進行及び整理を行う。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する部会員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。
- 5 その他部会に関し必要な事項は、部会長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、環境部環境保全課に置く。

(災害補償)

第8条 委員会開催の際に生じた災害に関する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年12月2日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。